

倉敷市立本荘小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・ 全学年単学級のためクラス替えがなく、人間関係が固定化されやすい。いじめがいつ起きても不思議ではないという認識をもつことが重要である。いじめの未然防止・早期発見に向けて、全職員の連携が重要であり、いじめ問題に対する職員のスキルアップを図る必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ いじめはどの学級でも起こりうるものであるという認識に立ち、自分の学級だけでなく、全職員で全児童を見ていくようにする。
- ・ いじめ対策委員会を組織し、さまざまな立場から意見を出し合うことで、より効果的な取組を導き出せるようにする。
- ・ 児童がいじめを自分たちの問題として考えていけるような指導を繰り返すことで、いじめは許さないという心情を育てる。

〈重点となる取組〉

- ・ 年2回のなかよし週間・教育相談週間、毎月教育相談アンケートを実施し、実態を把握し、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・ PTA総会、学級懇談などを利用して、いじめ問題への取組について保護者に説明し理解を得る。さらに、学校だよりで協力を呼びかけるなどして、連携を推進する。
- ・ 学校運営協議会等を通して、地域の方々といじめ問題について共通理解を図り、学校との方向性をひとつにしていじめの未然防止、解決にあたる。
- ・ 日頃から電話、家庭訪問等を通して保護者との連携を密にし、保護者からの相談や情報提供を受けやすい雰囲気づくりに努める。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・ 基本方針に基づく取組の実施、早期解決

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・ 年3回（必要な場合は随時開催）

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・ 終礼、職員会議等で伝達

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・ 校外

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

- ・ 校内

校長 教頭 教務 生徒指導主事 保健主事

養護教諭 担任 人権教育担当

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・ 倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ 報告 連絡 相談

〈学校側の窓口〉

- ・ 教頭

〈連携機関名〉

- ・ 児島警察署

〈連携の内容〉

- ・ 非行防止教室の実施

- ・ 情報交換 連絡会

〈学校側の窓口〉

- ・ 校長 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ・ すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくりに努める。
- ・ 分かる授業づくりを進め、すべての児童が参加、活躍できる授業を工夫することで、自己肯定感を得られるようにする。
- ・ 平素の学校生活、及び学習を通して、児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・ いじめは決して許される行為ではないことを教職員全員で常に意識しながら指導にあたる。
- ・ 年2回なかよし週間を設け、人権意識向上の取組を行う。
- ・ 全学年において、発達段階に応じて情報モラルについての指導を行う。
- ・ スクールカウンセラーによる授業をクラスで実施する。

② 早期発見

- ・ 児童の訴える力の育成や見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。
- ・ 休み時間等の児童の様子に目を配り、交友関係や児童の悩みを把握する。
- ・ 年2回の教育相談週間で児童と直接話をし、思いをくみ取る。
- ・ いじめにつながる行為を見逃さず、職員間で情報の共有をする。
- ・ 保護者との信頼関係を築き、連携を図る。
- ・ 毎月末に教育相談アンケートを実施し、児童の様子を把握する。

③ いじめへの対処

- ・ いじめが疑われる行為があった場合、速やかに事実を確認する。
- ・ 「いじめ対策委員会」を開き、いじめへの対応を検討し、全職員に伝達する。
- ・ いじめられた児童、知らせた児童を最後まで守る。
- ・ 「いじめ対策委員会」で効果的な指導を模索し、いじめた児童の背景を考慮しながら指導する。また、情報を適切に記録し、保管する。
- ・ 該当保護者と話し合い、協力を得ながら指導を行う。
- ・ 必要に応じて、関係諸機関と連絡をとる。